

原子力安全規制行政の信頼回復に向けて

平成16年6月2日

原子力安全・保安院

原子力安全広報課長 田中隆則

原子力安全地域広報官 木野正登

東京電力による不正問題のポイントと課題の抽出

東電問題のポイント

- ・シュラウド等のひび割れに関し、自主点検記録に不正な記載。
- ・国の定期検査のうち、原子炉格納容器の漏えい率検査において、不正な行為。

原子力安全・保安院の問題点

- ・事業者に対する指導・監督が不十分。
- ・不正行為に係る申告の処理に不手際。

事業者の課題

- ・経営トップ、原子力部門以外の部門からの十分な監査が及ばない体制
- ・品質保証体制が不十分

国の課題

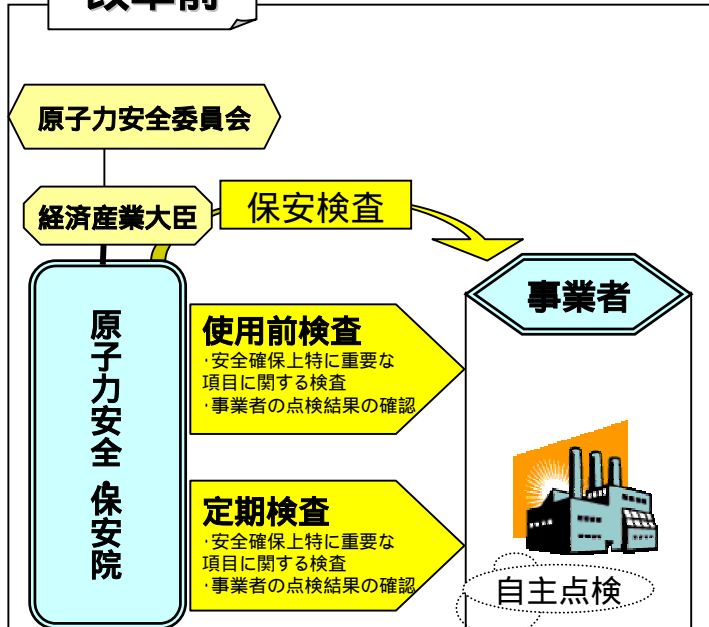
- ・事業者の自主点検の位置づけが不明確
- ・運転開始後の健全性確認の方法が不明確

安全性だけでなく、その達成過程の公正さを含めた説明責任の認識不足

国・事業者に共通する課題

安全規制抜本強化の全体像

改革前



東京電力での自主点検に関する問題点

(事業者側)

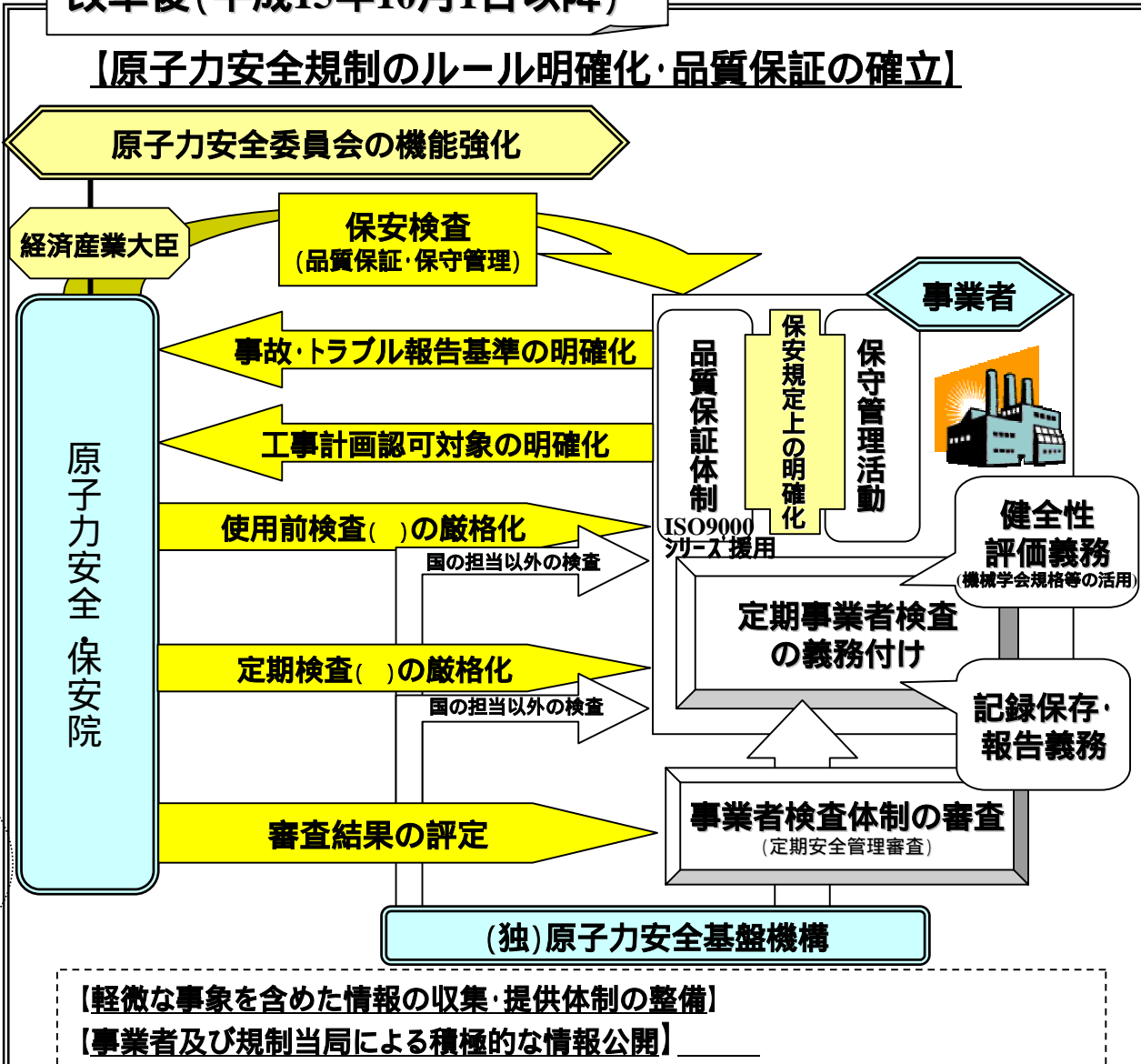
限られた者の独善的な判断が習慣化。
品質保証体制が不十分。
点検結果の記録保存、再評価の軽視。

(国側)

自主点検の位置づけが不明確。
運転開始後の健全性確認の方法が不明確。

改革後(平成15年10月1日以降)

【原子力安全規制のルール明確化・品質保証の確立】



() : 「原子炉停止」「炉心冷却」「放射性物質閉じこめ」機能を直接確認する検査のうち特に重要な検査
・「プラントの総合的な性能」を直接確認する検査

東電問題を踏まえた安全規制の抜本的見直し

(平成15年10月1日から)

(1) 事業者の保安活動の充実

事業者の品質保証体制の確立
従来の自主点検を「定期事業者検査」として義務化
定期安全レビューの法定化

(4) ダブルチェック体制の強化

原子力安全委員会が保安院による一次規制の実施状況を厳正・中立にチェック
原子力安全委員会に、事業者に対する直接の調査権限を付与

(2) 実効性のある原子力安全規制の遂行

抜き打ち的検査、監査型検査等の手法を導入
特別検査指導官制度の導入

(5) 独立行政法人 原子力安全基盤機構の設立

平成15年10月1日発足
国との連携により、実効的・効率的な規制を実施

(3) 科学的、合理的、客観的規制の実施

設備の健全性評価制度の導入
事故・故障等の報告基準の明確化
工事計画認可対象の明確化

(6) 申告制度の改善

外部の有識者からなる「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置
原子力安全委員会に対しても直接申告を行えることとした

新たな原子力安全規制の着実な遂行と充実

品質保証体制・保守管理活動の確立

- 保安規定に品質保証体制及び保守管理対活動を導入 - - - 新たな保安規定の認可
- 保安検査を通じて、実施状況をチェック

定期事業者検査制度と定期安全管理審査の導入

- 事業者に義務づけられた定期事業者検査の実施体制を(独)原子力安全基盤機構が定期安全管理審査としてチェック
- 定期安全管理審査の結果について保安院が評定
玄海4号、美浜1号、高浜3号

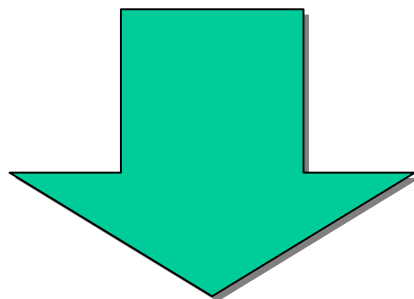
健全性評価制度と維持基準の導入

- 圧力バウンダリ構成機器、炉心シュラウドの検査、き裂の評価、対策、保安院への報告
- SUS316(LC)材を用いた再循環系配管に対する健全性評価方法の検討

軽微な事象を含めた情報の収集・提供体制の整備

情報公開の徹底の一環として、事業者は軽微な事象であっても適切に公開していくことが必要。

災害防止上支障のない軽微なトラブルやトラブルに至らない運転管理上の情報について、事業者、原子力施設のメーカー、大学・研究機関、規制当局等において共有し、その内容を分析し、保安活動の改善や安全規制の実施の中で適切に活用していくことが重要。



NUCIA

軽微な事象に係る情報を含めたトラブル情報を適切に収集し整理する体制を事業者において構築。 また、データの集積基盤を産学官の連携の下で整備。

保安院の広聴・広報活動(1)

- ホームページによる情報提供、意見・質問の受付
 - シンポジウムや学会での講演等
 - 規制の新設・改正に際し、パブリックコメントの実施
 - プレス発表やマスコミとの定期的な意見交換
 - 各種説明会等の実施
 - 自治体との意見交換
 - 広報資料(パンフレット等)の作成・配布
 - 広報誌の定期的な配布
- 等々

保安院の広聴・広報活動(2)

・ 平易でわかりやすいパンフレットの充実

「チェックマン」(維持規格の考え方の説明)(平成15年12月)



柏崎刈羽地域に各戸配布(約4万部) 柏崎市で3分の1の世帯が見た。
内容を見た人のうち、約6割が評価(評価しなかったのは少数)

保安院の広聴・広報活動(3)

● 定期的な広報誌の配布

- 準備号として、保安院とJNESで「国がチェック」を原子力発電所立地地域、六ヶ所・東通地域に約34万部を各戸配布した(平成16年3月~4月)



今後定期的(四半期に1回程度)に広報誌を地元住民に提供していく予定

保安院の広聴・広報活動(4)

- 私たち原子力安全・保安院は、国民、特に立地地域の住民の声に謙虚に耳を傾け、自らの活動を検証し、質的な向上に繋げていく努力を重ねていきます。
- 平成16年度からは、広聴・広報活動を更に強化するため、新たな予算を講じるとともに、4月1日付けで担当部署として「原子力安全広報課」を新設し、また、「原子力安全地域広報官」を配置しました。

原子力安全広報課

原子力安全・保安院が行う広聴・広報窓口として、国民の皆様とのコミュニケーションを深め、国民・プレス等からの原子力安全規制活動に対する問合せ窓口を務める。

<16年度新規予算>

「原子力安全規制情報広聴・広報事業」(1.9億円)

- ・ ニュースレターの定期的発行と地域の皆様全戸への配布
- ・ ホームページやメールマガジンを活用した情報提供 など

「原子力安全地域広報官」は、地域に密着した形での確な広聴・広報活動を実施する。

- ・ 4月1日付けで新潟県の柏崎刈羽地域を担当する原子力安全地域広報官を発令
- ・ 福島県双葉地域、福井県若狭地域、青森県六ヶ所地域についても、5月に配置

保安院の広聴・広報活動(5)

◆ 原子力エネルギー安全月間(5月)を通じた活動

原子力施設及び関連産業に従事する者の原子力安全に関する意識の高揚を図る活動の一環として、法令を遵守しなければならない事業者従業員に対して規制制度を説明し、意見交換を図る広聴・広報も実施。

- 事業者従業員に対する規制制度等に関する講演
 - 現場従業員との意見交換
 - 協力企業従業員との意見交換
- 地元プレスとの懇談会を実施し、規制制度等を説明。

原子力安全規制に関連するトピック

- 原子力総合防災訓練について

原子力災害対策特別措置法に基づく総合防災訓練
昨年は九州電力玄海発電所で実施。今年度は11月初旬に
柏崎刈羽で実施予定。

- 発電所からの物品搬出問題

保安検査の結果を踏まえ、東京電力が4月28日付けで報告書を
提出。今後の保安検査で実施状況をフォロー予定。

- 廃棄物安全小委員会におけるクリアランスレベルの議論

本年夏を目途に報告書を取りまとめ、所要の法改正等の手続きを
含め制度の整備に向けた検討を実施

原子力の「安全」を「安心」に

安全確保の実績の蓄積

規制の質の向上への継続的努力

透明性の確保

情報公開の徹底

説明責任の履行

信頼の回復